

尼崎市監査公表第5号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長等から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成31年4月24日

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	藤	川	千	代
同	岸	田	光	広
同	酒	井		一

措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	経済環境局
2 監査結果報告日	平成30年3月26日
3 措置通知日	平成31年4月8日
4 監査結果の内容	<p><u>かんがい施設使用料の金額設定について</u></p> <p>かんがい施設使用料は、尼崎市武庫川六樋かんがい施設使用料条例の規定「田又は畑10アールにつき 期額100円以内」に従って算出、賦課されているが、この規定は昭和27年（条例制定時）又は昭和41年（改正時）以降、長らく見直されていない。</p> <p>規定の根拠は年月の経過により不明であるものの、猪名川水系の水利権者の負担との公平を図るという条例制定の経緯から、その負担額、当時の農家数や農地面積といった要素を考慮して定められたと考えられるが、これらの要素は当時から大きく変化している。さらに物価水準の変動による改正もなされていないことを考えると、現在では全く根拠のない基準によって賦課・徴収が行われている状況となっている。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>
	<p><措置を求める事項></p> <p>かんがい施設使用料については、条例制定時から本市の農地の状況が大きく変わっていることを踏まえて早急にその根拠を見直し、条例改正を行うなど、適切な措置を講じること。</p>
5 措置の内容	<p>使用料について「10アールにつき 期額100円以内」の根拠は不明であり、阪神間にて農業者からかんがい施設に関する使用料を徴収している市町はないことから、使用料の徴収を廃止することを平成30年12月12日に開催した尼崎市武庫川六樋水利運営協議会において説明を行い、委員・評議員の承認を経て、平成31年2月議会においてかんがい施設使用料の徴収根拠である尼崎市武庫川六樋かんがい施設使用料条例の廃止の議決を得、平成31年3月12日に公布及び同日施行を行った。</p>